

資料 2
(別添 2)

オンライン利用率引上げの基本計画 (令和 3 年 3 月 8 日)

様式 1

省庁名	出入国在留管理庁
対象事業名	在留申請手続関連

1. 対象手続一覧 (一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載)

手続 ID (行政手続の棚卸結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年)	オンライン利用率(令和元年7月～12月)	オンライン利用率目標※	取組期間 (達成期限) ※
12979	出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課	在留資格認定証明書の交付申請	国民等⇒国	600,919	未実施	20%	令和6年3月末
<u>12980</u>	<u>出入国在留管理庁</u> <u>在留管理支援部</u> <u>在留管理課</u>	<u>資格外活動許可の申請</u>	<u>国民等⇒国</u>	<u>323,699</u>	<u>0.03%</u>		<u>令和6年3月末</u>
<u>12981</u>	<u>出入国在留管理庁</u> <u>在留管理支援部</u> <u>在留管理課</u>	<u>就労資格証明書の交付申請</u>	<u>国民等⇒国</u>	<u>8,104</u>	<u>未実施</u>		<u>令和6年3月末</u>
13125	出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課	在留資格変更許可の申請	国民等⇒国	286,445	未実施	20%	令和6年3月末

13126	出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課	在留期間更新許可の申請	国民等⇒国	774,696	0.2%	20%	令和6年 3月末
<u>13128</u>	<u>出入国在留管理庁</u> <u>在留管理支援部</u> <u>在留管理課</u>	<u>在留資格取得許可の申請</u>	<u>国民等⇒国</u>	<u>15,294</u>	<u>未実施</u>		<u>令和6年</u> <u>3月末</u>
<u>13130</u>	<u>出入国在留管理庁</u> <u>在留管理支援部</u> <u>在留管理課</u>	<u>再入国許可の申請</u>	<u>国民等⇒国</u>	<u>38,264</u>	<u>0.00%</u>		<u>令和6年</u> <u>3月末</u>
	出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課	在留申請オンラインシステムの 利用申出	国民等⇒国	184	未実施	未実施	未実施
	出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課	在留申請オンラインシステムの 利用に係る定期報告	国民等⇒国	未実施	未実施	未実施	未実施

※1 再入国許可の申請及び資格外活動許可申請は、在留資格変更許可の申請、在留期間更新許可の申請、在留資格取得許可の申請と同時に
行う場合に限る。

※~~1~~2 令和元年7月25日から在留期間更新許可の申請に係るオンライン手続の運用を開始した。

※~~2~~3 令和2年3月24日から在留資格認定証明書の交付申請、在留資格変更許可の申請に係るオンライン手続の運用を開始した。

2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

(1) 利用申出

ア 申出

在留申請オンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）の利用対象者は、

- ① 外国人の所属機関の職員
- ② 所属機関から依頼を受けた弁護士、行政書士
- ③ 所属機関から依頼を受けた公益法人の職員
- ④ 所属機関から依頼を受けた登録支援機関の職員

であって、事前に利用申出を行い、承認を受ける必要がある（外国人本人は利用できない）。

利用申出は、出入国在留管理庁HPからダウンロードした申出書を始め、必要書類を準備し、出入国在留管理官署への出頭又は郵送（2020年11月より全ての利用希望者が郵送で申出できるように対応）により提出する必要がある。

イ 結果

利用申出の結果は、オンラインシステムからメールで利用者あてに結果報告がなされるので、当該メールを受領後、利用者はオンラインシステムにアクセスしてパスワードの設定を行うことにより認証IDが通知される。

(2) オンライン申請

ア 申請

上記（1）の利用申出の承認を受けた利用者は、入管法別表第1（ただし、在留資格「外交」及び「短期滞在」を除く。）の在留資格を有する外国人の依頼を受けて、同人に係る①在留資格認定証明書交付申請、②就労資格証明書交付申請、③在留資格変更許可申請、④在留期間更新許可申請、⑤在留資格取得許可申請のほか、③～⑤の申請と同時に資格外活動許可申請及び再入国許可申請をオンラインで申請することができる。

提出書類については、原則としてオンラインシステムへの添付が可能であるが、提出書類が多い在留資格など一部の申請については、書類の量によって、同システムの容量を超過する可能性があるほか、原本確認が必要となる場合があるため、郵送での提出が必要となっている。

イ 処分結果

在留申請に係る処分結果は、オンラインシステムを利用し、メールで審査終了通知が送付される場所、在留資格認定証明書、就労資格証明書、在留期間更新許可時等に伴う在留カードの交付、資格外活動許可や再入国許可に伴う証印シールの旅券上への貼付につい

ては、実物を送付するほか、旅券上へシールを貼付する必要があるため、オンラインではなく、郵送や出頭により対応している。

また、就労資格証明書交付申請、在留期間更新許可、在留資格変更許可申請及び再入国許可申請に係る処分は、手数料を支払うこととされているところ、現在収入印紙で支払う必要があるため、オンラインではなく、郵送や出頭により提出を求めている。

(3) 定期報告

ア 申出

上記(1)の利用申出の承認時に付与された認証IDの有効期間は1年間であることから、新規利用申出後、1年以内に有効期限を延長するための定期報告(認証IDの更新手続)を行う必要がある。定期報告の手続は、出入国在留管理庁HPからダウンロードした定期報告書を始め、必要書類を準備し、出入国在留管理官署への出頭若しくは郵送により提出する必要がある。

イ 結果

利用申出の結果は、オンラインシステムを利用し、メールで結果報告がなされる。

3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

(1) 利用申出

ア 申出

上記2(1)アのとおり、オンラインでは提出できないため、令和4年11月末までにオンライン化の導入を目標とする。

イ 結果

上記2(1)イのとおり、メールで結果が報告されるため、オンライン化対応済。

(2) オンライン申請

ア 申請

上記2(2)アのとおり、オンラインで申請することが可能。提出書類については、運用状況を見つつ、令和3年3月末までに、現状でおよそ全ての資料をオンラインシステムに添付可能か結論を出す。その上で、例外的に添付資料が膨大となるようなごく一部の申請について除外してもなお、添付データの容量拡張が必要とされれば、オンラインシステムの機器の増強を検討する。

イ 処分結果

上記2（2）イのとおり、現状、在留カードを送付したり、旅券上に証印シールを貼付する手続が必要であることから、郵送や出頭により対応しており、これらのオンライン化の対応は困難である。他方、手数料の納付については、現状は収入印紙の対応のみであるため、キャッシュレス納付のための制度及びシステム対応を検討し、令和6年3月末にキャッシュレス化の導入を目標とする。

（3）定期報告

上記2（3）アのとおり、オンラインでは提出できないため、令和4年11月末までにオンライン化の導入を目標とする。

イ 承認・不承認

上記2（3）イのとおり、メールで結果が報告されるため、オンライン化対応済。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none">・ 在留資格認定証明書の交付申請・ <u>資格外活動許可の申請</u>・ <u>就労資格証明書の交付申請</u>・ 在留資格変更許可の申請・ 在留期間更新許可の申請・ <u>在留資格取得許可の申請</u>・ <u>再入国許可の申請</u>・ <u>在留申請オンラインシステムの利用申出</u>・ <u>在留申請オンラインシステムの利用に係る定期報告</u>
-----	--

<p>各手続の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格認定証明書交付申請 外国人が我が国に上陸する際、事前に希望する在留資格の上陸条件の適合性を法務大臣に証明してもらうための申請 ・ <u>資格外活動許可申請</u> <u>外国人が在留資格に応じた活動以外に報酬を受ける活動等を希望する場合に行う申請</u> ・ <u>就労資格証明書交付申請</u> <u>外国人が報酬を受ける活動等を行うことが可能であることを法務大臣に証明してもらうための申請</u> ・ 在留資格変更許可申請 外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に行う申請 ・ 在留期間更新許可申請 外国人が在留期限を超えて本邦に在留しようとする場合に行う申請 ・ <u>在留資格取得許可申請</u> <u>出生その他の事由により上陸の手続きを経ることなく我が国に在留することとなる外国人が行う申請</u> ・ <u>再入国許可申請</u> <u>外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合に、上陸手続を簡略化してもらうための申請</u> ・ <u>在留申請オンラインシステムの利用申出</u> <u>オンラインシステムを利用するための申出手続</u> ・ <u>在留申請オンラインシステムの定期報告</u> <u>オンラインシステムを利用するための認証IDの有効期間を延長するための手続</u>
	<p>【年間手続件数（令和元年）、オンライン利用率（令和元年を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格認定証明書の交付申請（年間件数：600,919、オンライン利用率：未実施） ・ <u>資格外活動許可の申請（年間件数：323,699、オンライン利用率：0.03%）</u> ・ <u>就労資格証明書の交付申請（年間件数：8,104、オンライン利用率：未実施）</u> ・ 在留資格変更許可の申請（年間件数：286,445、オンライン利用率：未実施）

	<ul style="list-style-type: none"> ・在留期間更新許可の申請（年間件数：774,696、オンライン利用率：0.2%） ・在留資格取得許可の申請（年間件数：15,294、オンライン利用率：未実施） ・再入国許可の申請（年間件数：38,264、オンライン利用率：0.00%） ・在留申請オンラインシステムの利用申出（年間件数：184、オンライン利用率：未実施） ・在留申請オンラインシステムの定期報告（年間件数：未実施、オンライン利用率：未実施） 	
オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方 （主要な手 続について 目標設定）※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載	【目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用率20%（オンライン申請件数／オンライン申請対象件数、以下同じ）：在留資格認定証明書交付申請 ・オンライン利用率20%：在留期間更新許可の申請 ・オンライン利用率20%：在留資格変更許可の申請 	
	【取組期間（達成期限）】 令和6年3月末まで	
	【目標・期間設定の考え方】 （梅）昨年令和元年7月に在留期間更新許可申請、本年令和2年3月に在留資格認定証明書交付申請と在留資格変更許可申請に係るオンライン申請手続を開始したばかりで、段階的に対象者を拡大している段階であり、利用率からも未だ初期フェーズを抜け出していないため、まずは可及的速やかに「離陸」するため、20%を目標とする。	
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の	課題	オンラインシステムの利用者が限定的である。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和5年3月末までにオンライン利用対象者を90%以上にする。 【KPI の定義】 オンライン利用対象者／中長期在留者
	アクション プラン a	【取組内容】 オンラインシステムを外国人本人が利用できるための法令改正及びシステム改修を検討する。

ためのアクションプラン① ※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載		【取組期限（期間）】令和4年 3 1 1 月末
	アクションプラン b	【取組内容】 現在、弁護士、行政書士はオンラインシステムを利用できるところ、所属機関ごとに利用申出を行う必要があり、個人に対して所属機関ごとに複数の認証IDが付与されているため、弁護士・行政書士個人に認証IDを付与できるようシステム改修を検討する。
		【取組期限（期間）】令和4年 3 1 1 月末
	<u>アクションプラン c</u>	<u>【取組内容】</u> <u>GビズID（法人向けの行政手続における共通認証システム）の導入を検討する。</u>
		<u>【取組期限（期間）】令和4年11月末</u>
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン②	課題	オンライン完結していない。
	中間 KPI	【目標】令和6年3月末までにオンライン完結を実現。 【KPI の定義】
	アクションプラン a	【取組内容】 利用申出、定期報告がオンライン化されるためのシステム構築（システム改修）を検討する。
		【取組期限（期間）】令和5年3月末
	アクションプラン b	【取組内容】 およそ全ての在留申請に係る提出資料をオンライン上で添付できるようにする。
		【取組期限（期間）】令和3年3月末
アクションプラン c	【取組内容】 手数料のキャッシュレス化を行うための法令改正及びシステム構築（及びそれに伴い必要なシステム改修）に	

		ついて検討する。
		【取組期限（期間）】 令和6年3月末
	アクション プランd	【取組内容】 在留資格認定証明書の電子化を行うための法令改正及びシステム構築（及びそれに伴い必要なシステム改修） について検討する。
		【取組期限（期間）】 令和5年3月末
	<u>アクション プランe</u>	<u>【取組内容】 追加資料のオンライン上での添付について導入を予定している。</u>
		<u>【取組期限（期間）】 令和4年3月末</u>
	課題	官民連携がなされていない。添付書類が多い。
	中間 KPI	【目標】 令和6年3月までにオンライン利用率を20%以上にする。 【KPI の定義】 オンライン申請件数／オンライン申請対象件数
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	アクション プランa	【取組内容】 マイナポータルの自己情報取得APIの連携を行い、居住情報や所得情報に係る提出書類の削減を目指すための法令改正及びシステム構築（それに伴い必要なシステム改修）について検討する。
		【取組期限（期間）】 令和6年3月末
	アクション プランb	【取組内容】 提出書類の見直しを行い、省略可能な書類がないか再検討する。
		【取組期限（期間）】 令和5年3月末

	アクション プラン c	【取組内容】 民間 API との連携を行うため、費用対効果等の検討を行う。
		【取組期限（期間）】 令和 5 年 3 月末

5. スコアカードの作成と公表方法

（オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表）

- ・別添スコアカードのとおり。なお、ホームページ等にスコアカードを公開予定。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に 1 回 チェックの概要等については公表する）

- ・来年度中に利用者に対するアンケートを実施し、ホームページ等に公開予定。

7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。

① 利用申出



【利用できる方】

- ① 申請人から依頼を受けた所属機関の職員
- ② ①の所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士、公益法人の職員及び登録支援機関の職員（※）
※有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を有する方

【申出の方法】

- ① 地方出入国在留管理官署への出頭
- ② 郵送による申出も可

② オンライン申請



③ 定期報告



【定期報告】

- 承認を受けた日から1年間を経過する前に、承認した地方出入国在留管理官署宛て所属機関等の情報を報告
- 中小企業等については、経営・財務状況等の観点から、安定的・継続的に事業が運営されているか否かなども審査
⇒ 定期報告が承認されれば、オンライン申請の認証IDの有効期間が1年間延長される。

対象の手続

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ ②～④と同時に行う再入国許可申請及び資格外活動許可申請

対象の在留資格

- 「技術・人文知識・国際業務」、「留学」、「技能実習」などの入管法別表第1在留資格が対象
- ただし、「外交」及び「短期滞在」、身分又は地位に基づく在留資格（「日本人の配偶者等」など）は対象外

注1 出入国在留管理庁ホームページ「在留申請オンラインシステム」：<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html>

注2 利用可能な申請種別・在留資格：<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/requirement.pdf>